

第1回

「福岡市市民公益活動推進審議会」

会議次第

日時：平成17年6月28日(火) 午前10時～12時

場所：福岡市役所 15階 第4特別会議室

- 1 開会
- 2 委員紹介
- 3 運営要綱・傍聴要綱の制定 (資料1)
- 4 会長・副会長の選出
- 5 審議等
 - (1)福岡市市民公益活動推進条例の概要 (資料2)
 - (2)他都市の状況 (資料3)
 - (3)福岡市の自治組織の状況 (資料4)
 - (4)福岡市のNPO・ボランティアの状況 (資料5)
 - (5)平成17年度の市民公益活動推進の取り組み (資料6)
 - (6)その他
- 6 閉会

「福岡市市民公益活動推進審議会」委員名簿

氏 名	所 属 等	分 野
池 浦 順 子	和白東ボランティア「おあしす」	地域活動実践者
稲 舂 積	特定非営利活動法人NPO博多まちづくり	NPO・ボランティア関係者
北 嶋 雄二郎	福岡市市民局	行 政
熊 谷 節 子	福岡市立小学校長会	行 政
竹 田 龍之助	自治協議会等7区会長会	地域関係者
信 友 浩 一	九州大学大学院医療システム学	学識経験者
森 田 昌 嗣	九州大学大学院芸術工学研究院	学識経験者
山 田 裕 嗣	福岡市7区区長会	行 政
吉 田 順 子	特定非営利活動法人もしもし地球	NPO・ボランティア関係者
脇 山 哲 郎	九州電力株式会社	企業関係者

(五十音順・敬称略)

福岡市市民公益活動推進審議会運営要綱（案）

（趣 旨）

第1条 この要綱は、福岡市市民公益活動推進条例第19条の規定に基づき、福岡市市民公益活動推進審議会（以下「審議会」という。）の運営に必要な事項を定めるものとする。

（組 織）

第2条 審議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域活動実践者
- (3) 地域関係者
- (4) NPO・ボランティア関係者
- (5) 企業関係者
- (6) 市職員

（会 長）

第3条 審議会に、会長及び副会長を置くものとし、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。
- 3 会長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議の公開）

第4条 会議は、原則としてこれを公開する。

（庶 務）

第5条 審議会の庶務は、市民局コミュニティ推進部市民公益活動推進課において行う。

（その他の事項）

第6条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成17年 月 日から施行する。

福岡市市民公益活動推進審議会傍聴要綱(案)

(傍聴の手続)

第1条 福岡市市民公益活動推進審議会の会議(以下「会議」という。)を傍聴しようとする者は、自己の氏名を、受付簿に記入し、係員の指示に従って、傍聴席に着かなければならない。

(入場の制限)

第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、入場することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められるもの
- (2) ポスター、ビラ、拡声器等会議の妨害となると認められる物品を携帯しているもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすと認められるもの

(傍聴人の遵守事項)

第3条 傍聴人は次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談話又は拍手等を行うこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) 飲食又は喫煙を行うこと。
- (5) たすき等を着用し、又はプラカードを掲げる等示威的行為を行うこと。
- (6) 携帯電話、パソコン等の情報通信機器を使用すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような行為を行うこと。

(撮影等の禁止)

第4条 傍聴人は、傍聴席において、写真等を撮影し、又は録音をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た者は、この限りでない。

(退場)

第5条 傍聴人は、会長から退場を命じられたときは、速かに退場しなければならない。

(その他の指示)

第6条 この要綱に定めるもののほか、傍聴人は会長の指示に従わなければならない。

附 則

この要綱は、平成17年 月 日から施行する。

福岡市市民公益活動推進条例の概要

1 条例制定の背景

社会経済情勢の変化や市民ニーズの多様化に伴い、高齢者問題や少子化問題、環境問題、防災・防犯問題などの地域課題は、ますます複雑、多岐になってきています。

一方で、これまでの行政主導によるサービスの提供だけでは十分な対応が困難になるとともに、市民の社会参加・貢献の意欲が高まる中、自分たちのまちは自分たちでつくるという「住民自治」の実現に向け、自治会・町内会等をはじめNPOやボランティアなどによる市民公益活動の活性化を図り、より多くの市民の参加・参画による多様な活動を推進していくことが重要となっています。

こうしたことから、市民の公益的な活動を活性化し、市民と行政の共働によるまちづくりを推進するための条例を制定し、「自治都市・福岡」を築いていくために、市民と市が一体となった取り組みを進めるものです。

2 条例の内容

- (1) 基本理念
- (2) 市民の役割
- (3) 市民公益活動団体の役割
- (4) 事業者の役割
- (5) 学校の役割
- (6) 市の責務
- (7) 市の施策
- (8) 附属機関の設置

3 審議会の役割

条例第 14 条の規定に基づいて市長の附属機関として福岡市市民公益活動推進審議会を設置して、市民公益活動の活性化に向けて、市の施策への意見や、地域活動の現状について調査・審議を行なっていきます。

各政令市の「協働の取り組み」について

	条例・指針等	制定	考え方・特色ある事業
札幌市	市民活動に関する指針	H13年1月	自治基本条例を18年度中策定に向け、市民会議を中心に検討中
仙台市	仙台市市民公益活動の促進に関する条例	H11年3月	13年4月に「職員のための市民協働推進の手引き」作成、職員の誤解がみられるので、17年1月に「協働を成功させる手引き(仙台協働本)」を作成
さいたま市	17年度に指針策定に向け検討中		指針の策定について委員会を設置し、検討中
千葉市	市民公益活動の促進に関する指針	H13年3月	条例検討中
川崎市	川崎市市民活動支援指針	H13年9月	18年度策定に向けて「協働のルール」(仮称)検討中
横浜市	市民活動推進条例 協働推進の基本指針	H12年 H16年7月	協働事業提案制度、市民活動推進基金、市民活動共同オフィス
名古屋市	市民活動促進基本指針	H13	「なごや西の森づくり・なごや東の森づくり」事業、協働型防災のまちづくり、NPO提案公募型協働事業
静岡市	市民活動と行政の共働のための基本指針	H15	職員のためのNPOと行政の協働事業推進マニュアル、協働パイロット事業、協働提案制度「協働市場」
京都市	京都市市民参加推進条例	H15年8月	京都市政出前トーク、市民参加情報カレンダー
大阪市	大阪市市民公益活動推進指針	H13年2月	NPO事務所賃貸料助成、マネジメント講座、NPOのためのコンサルタント派遣事業
神戸市	神戸市民による地域活動の推進に関する条例	H17年2月	市政の計画・実施・評価の各段階における市民との協働と参画を制度的に保証する仕組みとして「協働・参画3条例」、市民と提案をともに考え取り組む「協働と参画のプラットフォーム」設置
広島市	なし		公共信託広島市まちづくり活動支援基金による活動経費の助成
北九州市	北九州新行財政改革大綱	H16年4月	NPO法人の特性を活かしてさまざまな協働を展開
福岡市	福岡市市民公益活動推進条例	H17年4月	共働して住みよいまちづくりを進めるためのパートナーとして、16年度に「自治協議会制度」と「NPO・活動支援基金」を設立

福岡市の自治組織の状況

今日、福祉、子育て、防犯・防災、環境など、地域でのさまざまな事柄に対して、そこに暮らす住民が関心を持ち、その解決に向け、行政とともに主体的に取り組んでいくことが、これまで以上に大切になってきています。

市は、コミュニティづくりの基本的な範囲である「小学校区」に、住民自身が生き生きしたコミュニティを創っていくための組織として「自治協議会」の設立を提案しています。

「自治協議会」とは、できるだけ多くの住民の参加の下に、校区でのさまざまな事柄を協議し、活動を行い、校区を運営していく組織で、地域がこれからもっと自治の力を高め、住民自身が地域を経営していく「コミュニティの自律経営」が望まれます。

1. 自治協議会に求められること

民主的で、住民の誰にも開かれた運営がなされるよう次の6つを求めています。

- (1) 幅広い年齢層の住民や各種団体の参加による組織構成
- (2) 役員の民主的な選出
- (3) 協議による意思決定
- (4) 自主財源の確保
- (5) 事業計画・予算作成および執行の透明性
- (6) 会計処理の透明性

2. 自治協議会の構成団体

- (1) 校区で組織されている全自治会・町内会のおおむね8割の団体
- (2) 以下の8団体すべての参加

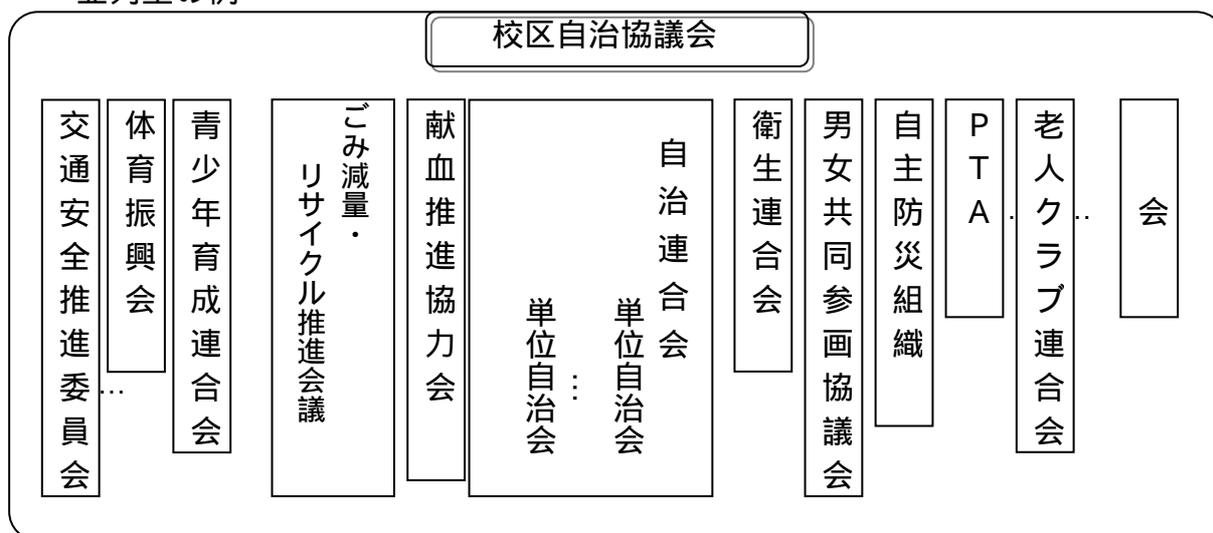
校区交通安全推進委員会	校区体育振興会
校区男女共同参画協議会	校区青少年育成連合会
校区ごみ減量・リサイクル推進会議	校区献血推進協力会
校区衛生連合会	校区自主防災組織

以上、団体のほか、できるだけ多くの住民の意見が反映されるよう、さまざまな団体の参加をお願いしています。

部会型の例



並列型の例



3. 自治協議会への補助金 = 「活力あるまちづくり支援事業」

自治協議会が校区の実情や必要に応じた事業を組み立てられるよう、校区の団体毎に交付していた9つの補助金（合計 97万9千6百円）を一つにまとめ、各々事業の実施に必要な事業費を組むとともに、これら以外の分野での公益的な活動にも使うことができます。

< 補助の対象 >

(1) 事業費

必須事業

交通安全に関する事業 スポーツ・レクリエーションに関する事業
 男女共同参画の推進に関する事業
 地域で子どもを育む意識の醸成，健全育成や非行防止に関する事業
 ごみ減量・リサイクルの推進に関する事業 集団献血に関する事業
 健康づくり活動に関する事業 環境美化に関する事業
 防災に関する事業

校区で自主的に取り組む活動 * 夏祭りやフェスティバルなど

営利・宗教・政治に関わる事業を除く，公益的な事業。

(2) 事務経費 事務員などの事務経費。

4. 補助の上限額

小学校区人口	2,000人以下	2,001人 ~5,000人	5,001人 ~10,000人	10,001人以上
補助上限額	200万円	240万円	270万円	300万円
うち事務経費上限額	60万円	72万円	81万円	90万円

5. 設立状況

H17.6.1 現在

設立数	校区数	146	自治会町 内会数	1自治協議会あたり自治会数	15.4
	自治協設立数	132		1自治協議会あたり加入自治会数	15.3
	設立割合 %	90.4		自治会・町内会加入率 %	99.3
形態	部会型	34	その他加 入団体	1自治協議会あたり団体数	9.3
	並列型	98			

福岡市のNPO・ボランティアの状況

(1) NPO法人認証状況

NPO法人については、福岡県（複数県に事務所を置く場合は内閣府）が認証事務を行っています。

福岡市の認証数は平成17年3月末現在で285団体です。
（県認証268団体、内閣府認証17団体）

年度別NPO法人認証数の推移（平成17年3月末日現在）

年 度	福岡市		福岡県	全 国	
	累計(増加)	県認証			内閣認証
H16年度	285(81)	268	17	666	21,280
H15年度	204(70)	195	9	486	16,160
H14年度	134(56)	127	7	331	10,664
H13年度	78(33)	76	2	196	6,596
H12年度	45(26)	44	1	109	3,800
H11年度	19(19)	18	1	51	1,724
H10年度	0	0	0	0	23

福岡市（福岡県）の数値は、福岡県（全国）の内数である。

NPO法人の活動分野の状況

NPO法に定める特定非営利活動17分野	団体数
1 保健，医療又は福祉の増進を図る活動	112
2 社会教育の推進を図る活動	103
3 まちづくりの推進を図る活動	83
4 学術，文化，芸術又はスポーツの振興を図る活動	62
5 環境の保全を図る活動	63
6 災害救助活動	8
7 地域安全活動	9
8 人権の擁護又は平和の推進を図る活動	36
9 国際協力の活動	63
10 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動	17
11 子どもの健全育成を図る活動	78
12 情報化社会の発展を図る活動	12
13 科学技術の振興を図る活動	6
14 経済活動の活性化を図る活動	15
15 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動	21
16 消費者の保護を図る活動	3
17 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡，助言又は援助の活動	88

複数分野で活動する団体は重複して計数している。

(2) NPO・ボランティアへの施策

本市では、NPO・ボランティアへの支援施策として、サポートセンターを拠点とした支援事業、NPO活動支援基金による補助事業、NPOとの共働推進事業（行政の共働のアイデアを検討するパートナーシップ事業）等を実施しています。

NPO・ボランティア交流センター事業

設置目的	ボランティアやNPOをはじめとする市民の公益的な活動に関する情報及び交流の場を提供することにより、市民の自主的かつ自発的な活動の促進を図り、市民主体のまちづくりを進めることを目的とする。		
設置場所	福岡市中央区大名二丁目6番46号 福岡市立青年センター5階（500㎡うち共用120㎡）		
開設日	平成14年10月6日（日）		
開館時間	開館時間	月～土	午前10時から午後10時まで
	日祝祭日		午前10時から午後6時まで
	休館日		毎月第4水曜日、年末年始（12/29～1/3）
管理形態	特定非営利活動法人NPOふくおかへ管理運営を委託		
実施事業	ボランティアやNPOの活動を促進するため、情報の収集及び提供、調査・研究、研修・講座の実施、相談、交流の場の提供等を行っている。		
利用状況	来館者数	延べ	73,186人
	利用登録数	団体登録	679団体、個人登録 543人 （H17年3月末日現在）

NPO活動支援基金事業

NPOの公益的な活動に必要な資金を助成するとともに、寄附を通じた社会貢献意欲を高めることにより、市民の自主的かつ自発的な活動の促進を図るため、平成16年4月に福岡市NPO活動支援基金を設置した。

この基金への寄附をもとに、NPO法人の活動に助成を行うこととしている。

基金の概要

設置時期	平成16年4月1日		
基本財産額	10,000千円		
特徴	・基金への寄附は税制上の優遇措置（寄附控除）がある ・寄附の際、NPO法人や活動分野への助成を希望することができる。		
寄附の受入状況	13件	635,000円	（H16年度実績）
助成の実施状況	3件	450,000円	（H16年度実績）

「福岡市市民公益活動推進条例」が4月1日に施行されたことを受けて、市民公益活動の推進について今年度は次のとおり取り組みます。

1 . 福岡市市民公益活動推進審議会

福岡市市民公益活動推進条例により設置したもので、今後、市民公益活動の活性化に関して必要な事項について調査審議し、市長に意見を述べます。

年2回開催予定、委員10名、任期2年

2 . 市民公益活動推進のための共働のあり方検討会

今年度中に市民公益活動が活発化するための公益活動団体と行政の共働のあり方を検討し、具体的に共働を推進していくために本市の考えや共働の基本的なあり方について市民及び職員に理解してもらうよう、わかりやすいハンドブックとしてまとめます。

17年度4回開催予定、委員10名、任期：平成18年3月末まで

**「市民公益活動推進ハンドブック - 市民公益活動とその共働のあり方 - 」
(仮称)の作成**

条例の本文や逐条解説だけでは、その内容がわかりにくいため、これから公益活動を始めようとする市民や、それに関わる市職員に対し、条例の趣旨を容易に理解できるように、共働を進めるためのルールや事例などを盛り込んだハンドブック。内容については、市民公益活動推進のための共働のあり方検討会で決定します。

市民公益活動推進審議会等スケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市民公益活動推進審議会 (審議事項) ・市民公益活動の活性化及び共働によるまちづくりの推進に係る行政施策等の調査審議			←→ 第1回 審議会運営概要 施策検討						←→ 第2回 公益活動事例報告 施策提案等			
市民公益活動推進のための共働のあり方検討会 (検討事項) ・「市民公益活動推進ハンドブック」の作成検討 (市民公益活動を活発化するための共働のあり方を市民にわかりやすく説明する)				←→ 第1回 共働のあり方検討 基本構成や概要	←→ 第2回 内容の検討	←→ 第3回 内容の検討	←→ 第4回 内容の決定					